

# 農業委員会だより

編集・発行 肝付町農業委員会 肝属郡肝付町新富98番地 TEL (0994) 65-8418(直通)



写真：R1肝付町写真コンクール  
審査員特別賞「田を見守る」  
撮影者 山田宏作

## ～本誌の内容～

- ② … 会長あいさつ
- ③ … 地区担当表(農業委員・農地利用最適化推進委員)
- ④ … 農地パトロール・オオバナミズキンバイについて
- ⑤ … サツマイモ基腐病について
- ⑥ … 農業者紹介・農業者年金
- ⑦ … 農地の売買、贈与、賃借等の許可・農地転用の許可
- ⑧ … 肝付町賃借料情報ほか



# 新年のご挨拶



肝付町農業委員会

会長 鶴岡和喜

あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、日頃より農業委員会の活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、一昨年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症が農業分野のみならず、様々な産業に多大な影響を及ぼしました。

一方、本町では高齢化の進行等による担い手不足や、農業従事者が減少する中で、遊休農地の解消・活用が大きな課題となっています。また以前より発生している甘藷の基腐病が一因と考えられる農地の貸借の解約も増加してきています。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は農業者の代表として担い手への農地集積・集約化、農業への新規参入の促進など、農地利用の最適化のための様々な課題に取り組み、また使える農地を確保するうちに使う人につなぎ、少しでも耕作放棄地の増加を抑制することが重要と考えています。

今後につきましても、農家の皆様のおき相談役として、本町の農業振興のために尽力して参りますので、皆様方のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

## 【農業委員会からのお願い・お知らせ】

### ◆農地の畦畔（土手）の管理をお願いします。

最近管理の行き届いてない畦畔（土手）に苦情が寄せられています。近隣への迷惑や交通事故の原因にもなりますので適切な管理をお願いします。



# 農業委員のご紹介

任期：令和2年9月1日～令和5年8月31日  
(氏名、居住振興会、連絡先、担当地区の順)

## 高山地区



 <b>鶴岡 和喜</b> (下住下 65-9889) 飯ヶ谷・有明山下・飯屋・西飯屋 一ツ松・柳井谷・浦町・波見下 轟・荒瀬・平後園・下住(下・上)・菅原	 <b>坂口 利邦</b> (東大園 65-0791) 和田・(東・西・上)大園 上原・安野・塚崎 津曲・水窪	 <b>富永 浩二</b> (池之園 65-5885) 池之園・(東・西)横間 花牟礼・小牧・西丸岡	 <b>白田 利秋</b> (下之門 65-1512) 下之門・東迫・東丸岡 博労町・本町・中町 新町・西新町	 <b>中嶋 睦巳</b> (寺町ヶ丘 65-9626) 八幡馬場・寺町・寺町ヶ丘・五社馬場 中馬場・中麓・西麓・神之市 長珠庵・中村園・下永山・三反	 <b>中村 重治</b> (下住上 65-7123) 上之馬場(3・4区) 西が丘・上之原
 <b>福田 智浩</b> (富山 65-3551) 宮下川北・福留町 西之宮・新生町 赤池・栄町	 <b>上岡 ヒトミ</b> (長能寺 65-2180) 坂中・(下・上)西方 旭が丘・長能寺 大脇・上大脇	 <b>永野 易美</b> (論地 65-1158) 稲村・中村・岩崎 論地・白坂 協和・谷山迫	 <b>大窪 輝則</b> (大窪 65-0030) 笹ヶ尾・鳥越・大窪・永野 後田(西・東)山下・染木 中原・瀬戸宇治	 <b>藤井 勇次</b> (上之馬場1区 65-9653) 上之馬場(1・2区)・寺之上 本城(下・中・上)・石之脇 岩屋・片野・折生野	 <b>上名主 辰也</b> (富山 45-4559) 宮下川南・富山

## 内之浦地区



 <b>黒江 幹也</b> (馬込 67-3419) 津房・坂元・馬込 赤木屋・江平・乙田	 <b>冷水 正行</b> (大平見 67-3106) 新地・上建・下建・上町 仲町・下町・浜崎・上向 川路・大平見・待金・小田 小野・津代・宮原	 <b>吉永 良行</b> (浜 68-2017) 川口・港・東・本地 下西・上西・大原 姫門・浜 船間・辺塚・大浦	 <b>福園 幸雄</b> (伊木 67-2926) 小串・樫脇・天神 伊木・平牟田
---	---	--	--

農地のことなら  
私たち農業委員・  
最適化推進委員へ  
お気軽に  
ご相談ください。

# 最適化推進委員のご紹介

## 高山地区



 <b>前原 一夫</b> (和田 65-2048) 飯ヶ谷・有明山下・飯屋・西飯屋 一ツ松・柳井谷・浦町・波見下 轟・荒瀬・平後園 下住(下・上)・菅原	 <b>新西 一久</b> (池之園 65-5173) 和田・(東・西・上)大園 上原・安野・塚崎 津曲・水窪	 <b>田中 利治</b> (池之園 65-5849) 池之園・(東・西)横間 花牟礼・小牧・西丸岡	 <b>大坪 進一</b> (寺町ヶ丘 65-7407) 下之門・東迫・東丸岡 博労町・本町・中町 新町・西新町	 <b>柳井谷 力男</b> (八幡馬場 65-2038) 八幡馬場・寺町・寺町ヶ丘・五社馬場 中馬場・中麓・西麓・神之市 長珠庵・中村園・下永山・三反	 <b>船間 一広</b> (上之馬場4区 65-4287) 上之馬場(3・4区) 西が丘・上之原
 <b>島廻 芳和</b> (宮下川北 65-9359) 宮下川北・福留町 西之宮・新生町 赤池・栄町	 <b>鶴田 秀一郎</b> (大脇 65-4058) 坂中・(下・上)西方 旭が丘・長能寺 大脇・上大脇	 <b>堂山 静夫</b> (岩崎 65-7240) 稲村・中村・岩崎 論地・白坂 協和・谷山迫	 <b>梶原 正巳</b> (鳥越 65-0707) 笹ヶ尾・鳥越・大窪・永野 後田(西・東)山下・染木 中原・瀬戸宇治	 <b>谷山 初男</b> (協和 65-9975) 上之馬場(1・2区)・寺之上 本城(下・中・上)・石之脇 岩屋・片野・折生野	 <b>末次 健一</b> (富山 65-0507) 宮下川南・富山

## 内之浦地区



 <b>上村 学</b> (伊木 67-2926) 小串・樫脇・天神 伊木・平牟田	 <b>馬込 一夫</b> (馬込 67-3419) 津房・坂元・馬込 赤木屋・江平・乙田	 <b>銭貫 義行</b> (小田 080-5282-9389) 新地・上建・下建・上町・仲町 下町・浜崎・上向・川路・大平見 待金・小田・小野・津代・宮原	 <b>美坂 美智子</b> (本地 68-2430) 川口・港・東・本地・下西 上西・大原・姫門・浜 船間・辺塚・大浦
---	---	---	---



## 農地パトロールを実施しました

農業委員会は、地域内の農地の利用状況を調査し、「遊休農地」と「遊休化の恐れのある農地」を把握した場合には、その所有者を対象に「利用意向調査」等を行います。今年度も8月～9月に農業委員会・農業振興課で荒廃農地の発生・解消状況調査（利用意向調査）を実施しました。

### 「遊休農地」とは・・・

次のいずれかに該当するものです。

- ①現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
- ②農業上の利用程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地

### 「遊休農地」が及ぼす周りへの影響等

- ①害虫や有害鳥獣が増える  
耕作を行わず放置すると害虫が発生する、害獣のすみかになるなど周辺への悪影響を及ぼします。
- ②不法投棄されやすくなる  
荒れた農地は、人の目も届きにくいことからゴミや廃棄物を不法投棄されやすくなります。
- ③景観を損ない、交通事故の原因にもなる  
その地域の景観を損なう、また道路に雑草が覆いかぶさるなどして視界が悪くなり、交通事故の原因にもなります。



## 特定外来生物「オオバナミズキンバイ」に注意してください!!

### 【特徴】

- ・非常に繁殖力が強く、茎葉の断片からも再生する
- ・黄色の5弁花 ・葉の色が濃く、脈が白っぽい
- ・茎は「節」の部分で太くなり、細く短い毛が密生する
- ・熟すと赤茶色になる実ができ、多数の種子ができる
- ・地面を這いながら枝分かかれし、各節から根を出す

### 【注意】

- ・機械除草はしないでください  
刈り払い機等での除草は、裁断された茎葉の飛散により、多数の個体を再生させる恐れがあります。
- ・農機具の使い方に気を付けてください  
発生ほ場での収穫や耕起の作業は、発生していないほ場での作業を終えてから、最後に実施してください。また、農機具の共同利用する場合も注意してください。

### 【防除方法】

機械除草ではなく、**手で根から抜き取ってください**。抜き取ったオオバナミズキンバイを野積みしてしまうとそこに根付いてしまうことがあるため、野積みの際はブルーシート等を敷いて根付かない配慮が必要になります。

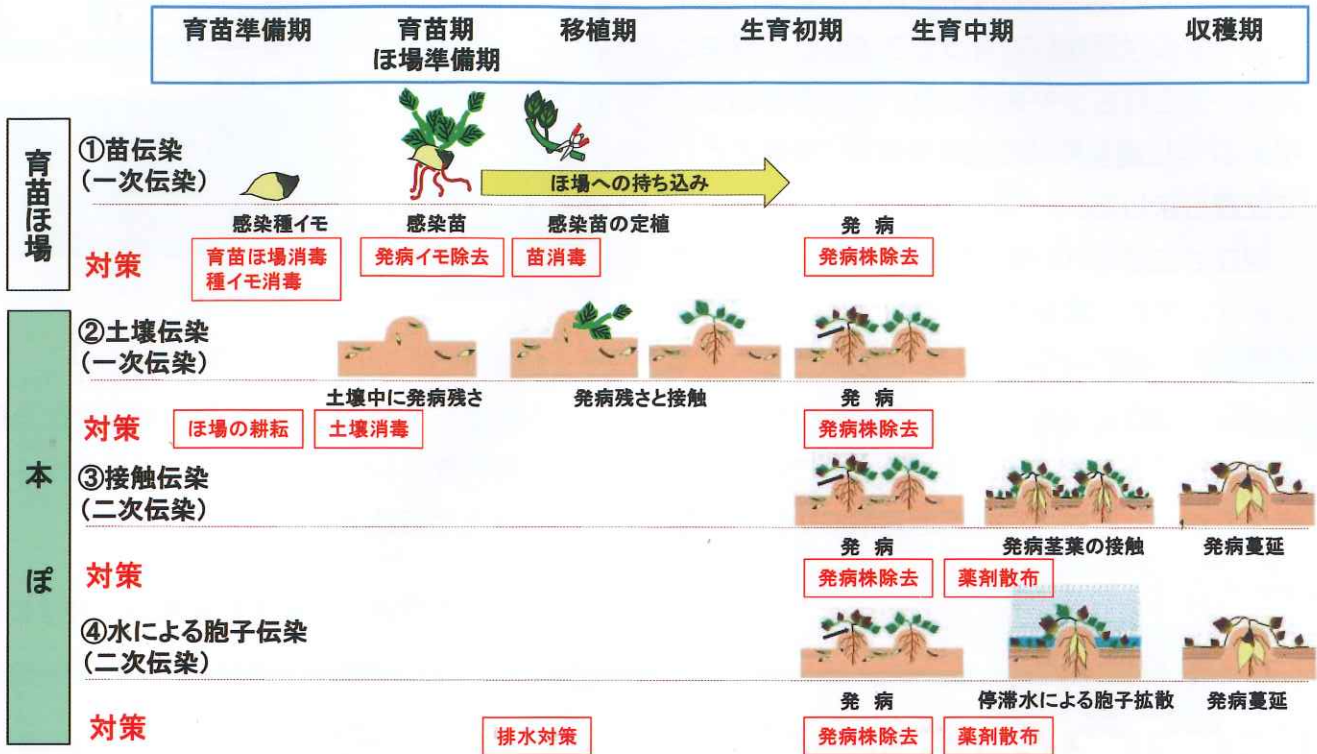
### 【お願い】

オオバナミズキンバイを放置すると、水稻の収穫等に影響を及ぼしてしまいます。繁殖力も非常に強いので、オオバナミズキンバイを見つけた場合は早急に除去するようお願いいたします。



# サツマイモ基腐病について

- 基腐病とは  
カビが原因でサツマイモの腐敗や葉・茎が枯れる病気です。
- 基腐病の伝染方法と主要な防除対策  
一次伝染として①感染苗による苗伝染、②発病残渣による土壌伝染  
二次伝染として③発病した茎葉の接触伝染、④停滞水と共に胞子が拡散する胞子伝染  
基腐病の防除にはこれらの伝染を絶つため、下の図に示す赤枠の防除対策を行う必要があります。



- 防除対策<増やさない、残さない>
  1. 排水対策（排水対策は蔓延防止に重要！）  
発病した株で作られた胞子が雨水や畑にたまった水で移動し、周辺の健全な株に感染する。そのため、排水溝の掃除やほ場内の排水対策を行う必要がある。
  2. 土壌消毒（発病残渣を十分分解させてから！）  
前年度発病したほ場は、地温15度以上の時期に土壌消毒で消毒する。なお、前作で被害が甚大なほ場では、発病残渣が多く残り土壌消毒の効果が期待できないため、輪作をする必要がある。
  3. 生育初期の発病株除去（発病株から感染拡大防止対策が重要！）  
伝染源となる初期の発病株（一次伝染株）は早急に抜き取り、ほ場外へ持ち出す。
  4. 薬剤による防除  
急激に感染が広がるため、多発を防ぐには発病株を除去した後に薬剤を複数回散布すると効果的な防除が可能である。なお防除薬剤は下表に示すとおり。

薬剤名	使用倍数	使用回数	使用時期	備考
ジーファイン水和剤	1000倍	—	収穫前日まで	
Zボルドー水和剤	500倍	—	収穫前日まで	
アミスター20フロアブル	2000倍	3回	収穫14日前まで	令和3年3月登録

5. 収穫後の残渣対策（残渣の持ち出しと収穫後速やかな耕耘！）  
収穫後の耕耘が少ないほ場では残渣分解が進まず、定植前に多くの残渣が残る。収穫後屑イモや諸梗を持ち出し再萌芽しないよう複数回耕耘し、作物残渣が残らないようにする。

※鹿児島県農業開発総合センター資料参考

## 新規就農者の紹介

野崎地区

**内倉 美輝** (うちくら よしき) さん

肝付町野崎の内倉美輝さんは、幼少期より畜産業をしている両親の背中を見て、せり市の手伝いや牛の世話をして育ってきました。将来は両親の跡を継ぎ、牛を飼いたいという思いから平成27年に鹿屋農業高校を卒業後、後継者として就農しました。

現在は生産牛200頭、肥育牛40頭を飼育しています。また、農業青年クラブ(ほよし耕心会)の会長を務めており、これからの肝付町の農業を担っていきたくて想いを話してくれました。

今後は頭数を増やすにあたり「ICTを活用したスマート畜産」を利用し、肉用牛生産の労働力軽減と生産性向上を図っていきたくてのことでした。また、粗飼料自給率向上のために田畑の規模拡大も考えており、町内の荒廃農地対策に少しでも協力ができればと意気込みを話していました。



(新富地区 大坪進一 農地利用最適化推進委員)

## 農業者年金で安心して豊かな老後を!!

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

**国民年金第1号  
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く

**年間60日以上  
農業に従事**

**60歳未満**

### ◆農業者年金6つのポイント

- ①農業者の方なら広く加入できる
- ②積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ③保険料の額(月額2万円~6万7千円)は自由に決められる
- ④終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- ⑤税制面の優遇措置がある
- ⑥一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

2022(令和4)年1月1日から若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。

次の①~⑤のいずれかにも該当しない方

- ①認定農業者かつ青色申告者
- ②認定就農者かつ青色申告者
- ③①又②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④認定農業者又は青色申告者
- ⑤①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に乗り継ぎ従事する後継者

## 農地の売買・贈与・賃借等は許可が必要です

農地の売買・贈与・賃借などには、農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。許可には以下の要件を満たす必要があります。

### 1. 全部効率利用要件

その農地をすべて利用して耕作をすること。

### 2. 農地所有適格法人要件

法人が権利を取得する場合には、その法人は農地所有適格法人であること。

※貸借に限り、要件を満たせば、農地所有適格法人要件を満たす必要がなく、『解除条件付き貸借』として、農地の権利（使用貸借権または賃借権）を取得できます。

### 3. 農作業常時従事要件

農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員が、取得後において農作業を常時従事（原則年間150日以上）すると認められること。

### 4. 下限面積要件

農業経営面積の合計が30a以上あること（肝付町農業委員会で設定）。

※農地の売買、賃借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

## 農地転用は農業委員会の許可が必要です

農地転用とは、**農地を農地以外に利用すること**をいいます。農地転用をするには農業委員会を通じて、**県の許可を受ける必要があります**。無断で転用を行った場合、罰則（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金））がありますので、事前に農業委員会へご相談ください。

○農地法第4条 ⇨ 農地所有者が自ら転用する場合

○農地法第5条 ⇨ 農地を第三者に売買、賃借して第三者が転用する場合

### 【申請受付締切日】

**毎月10日**（10日が土・日・祝日の場合その翌日）

必要書類をそろえたうえで、申請受付締切日までに直接、農業委員会事務局へ提出してください。12月の申請受付締切日は10日より早くなりますので、農業委員会事務局へご確認ください。

### 【申請書様式について】

許可申請の提出書類における様式は、農業委員会事務局で直接受け取るか、肝付町ホームページに掲載しているデータを利用してください。

右のQRコードを読み込むと、町ホームページ農業委員会の「各種申請書・届出書」のページに移り、それぞれ申請書のデータがダウンロードできます。（ページURL:[https://kimotsuki-town.jp/soshiki/nogyoiinkai/1\\_1/1/index.html](https://kimotsuki-town.jp/soshiki/nogyoiinkai/1_1/1/index.html)）その他不明な点につきましては、農業委員会事務局へご確認ください。



# 肝付町賃借料情報


令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

## ●農地（田・畑）

締結（公告）された地域名		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦地区	全 体	9,500円	149	10,000円	39
	基盤整備地域	9,700円	142	—	—
	未整備地域	9,500円	7	—	—
高山地区	全 体	9,800円	603	7,500円	319
	基盤整備地域	9,600円	504	—	—
	未整備地域	9,800円	99	—	—
(参考)肝付町平均		9,600円	752	8,800円	358

- ※1 賃借料を物納支給（米など）としている場合は、金額換算している。
- ※2 データ数は、集計に用いた筆数である。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ※4 算出方法は集計対象データの平均を算出し、平均×1.7を上回る数字、平均×0.3を下回る賃借料を除外し、平均額を算出している。（賃借料情報の信頼性を高めるため、親類間の取引や特殊作物の栽培を前提とした特別の事情のもとで取引されたものと推測されるデータを取り除いてあります。）

2020年4月から  
オールカラー化で、より  
「見やすい」「分かりやすい」  
新聞へと  
生まれ変わりました！



**全国農業新聞**

### 農業経営に必要な情報をわかりやすく伝えます。 購読してみませんか？

- ◎わかりやすい農業・農政の解説
- ◎経営・流通の最新情報が満載
- ◎くらしと地域に活力を
- ◎女性の元気を応援

◆発行日：毎週金曜日 ◆購読料：1ヶ月700円（税込み）  
◆発行所：全国農業会議所

★購読のお申し込みは★ **農業委員会事務局へ ☎0994-65-8418**



- 平成26年度から始まった、農地の新しい貸し借りの方法です。
- 機構（県公社）が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 借地料は、機構（県公社）が徴収・支払を行います。
- 農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。（更新も可能です）